

秋田県告示第265号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成26年5月27日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所 及び氏名	道路の位置の 指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市十和田毛馬内字横道 32番地4 湯澤 ひさ子	鹿角市十和田毛馬内字横 道32番地17の内	26.72メートル	4.00メートル	平成26年5月16日